

議会運営委員会記録【未校正】

○招集日時 令和6年 6月14日(金) 午前10時

○招集場所 取手市議会議事堂 大会議室

○出席委員 委員長 赤羽直一
副委員長 落合信太郎
委員 小堤修
〃 石井めぐみ
〃 金澤克仁
〃 佐藤隆治
〃 入江洋一
〃 遠山智恵子

○欠席委員 なし

○出席説明員 なし

○職務のため出席した者 議長 岩澤信
議会事務局 局長 前野拓
議会事務局 次長 澤部慶
議会事務局 長補佐 小笠原一裕

○調査事件 (1) 令和6年度第1回市民との意見交換会におけるご意見・ご要望について
(2) 政務活動費について
(3) 令和7年度予算について
(4) 議員報酬について
(5) その他

○調査の経過

午前10時00分開議

○赤羽委員長 ただいまの出席委員数は8名。定足数に達していますので会議は成立いたします。

ただいまから議会運営委員会を開会します。

次に、本日の会議の映像は、市議会ユーチューブサイトでライブ配信します。

それでは、協議事項に沿って会議を進めます。最初に、令和6年度第1回市民との意見交換会におけるご意見・ご要望についてを議題といたします。本日は、先日の市民との意見交換会でいただいた御意見・御要望のうち、議会運営委員会の内容である3つの御意

見・御要望について委員間討議を行い、回答を作成していきたいと思います。配付資料を御覧いただきながら、1項目ずつ検討してまいります。

まず1項目めについて、御意見はございませんか。

入江委員。

○入江委員 何かこれ毎回同じものが出てくるんで……

〔「そうなんですよ」と呼ぶ者あり〕

○入江委員 (続) ね、どうなのでしょう。

○赤羽委員長 金澤委員。

○金澤委員 今、入江さんからもありましたし、あと3つ目の最後にも、「議会が陳情を受付しないことは問題があるので変更を」と、ここ少し——少しというか同じような内容ですけれども、陳情と請願については、私、入江委員が言われたように、今までもちゃんと取扱いについては説明してきたので、同じ説明をすればいいと思います。この3番目の——3番目もいいですか、この陳情について。

○赤羽委員長 取りあえず1項目め。

○金澤委員 1項目、じゃあ同じような形で、今までどおり同じ説明をすればよろしいかと思えます。以上です。

○赤羽委員長 それで皆さんよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○赤羽委員長 そのほか意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤羽委員長 ない。では1項目めは既に検討済みで、それについては陳情と請願を別扱いにするという申合せができておりますんで、それに沿ってやるということで。はい、分かりました。

それでは2項目めについて、小堤委員。

○小堤委員 おはようございます。ここに書いてあるように、私と古谷議員が、戸頭公民館でのときに二つに分かれたんですけど、そっちのほうで出た意見でして、これもいろいろ今まで何回も何回も一般質問でいろんなところで出てると思うんですけども、同じような感じでした。ただそういう市でやっている取組とか、そういうものがあまり知られてないというところがあったのかなというところですけど、ここに細かくは書いてないですけど、投票率を上げるためのいろいろな意見は出てました。以上です。

○赤羽委員長 金澤委員。

○金澤委員 投票率に関しては、ここにも書いてあるように、どっちかというところと総務文教常任委員会の分野になるのかなと思うんですけども。ここについて「議会の充実と投票のPRを推進してほしい」とありますけれども、これは今までも当然我々も努力してきたことだろうし、今後もこういった議会の充実と投票のPRの推進に取り組んでいきますということで、よろしいんじゃないでしょうか。

○赤羽委員長 入江委員。

○入江委員 私もそれでいいと思うんですけど、ちょっと小堤委員にもお聞きしたいんで

すが、出た意見の中で「議会の充実」って、議会のどういうところを充実してほしいという声が挙がりましたか。——ただ議会を充実してくれって一言で言われても、どこを充実してほしいのか。結構、議会改革等やって充実してきたつもりですけど。

〔笑う者あり〕

〔「実際こう思うとか」と呼ぶ者あり〕

○赤羽委員長 小堤委員。

○小堤委員 いろいろたしか出たんですけど、その中の1つに選挙公報のことも出ました。あとは議員の——何だろう、このアピールとか、そういうのがどうなのみたいなところ、議会としてのもっと市民に周知させてほしいみたいな、だからこそ広報があるんですよという話の中で、でも広報がなかなか——新聞に入ってきてもと、また同じような話が出てたんですけども。それはやはり議会も努力してるということ、あと執行部も努力してるということが、ちゃんとまだ理解されて——市民に理解されてなかったのかなというところもあったし、移動——例えば移動投票所を高校に置いたらいいんじゃないかとか、スーパーの駐車場に置いたらいいんじゃないかとか、いろんな話は出ましたけれども、今までそういうのは再三出てきたところで、議会のほうはそういう広報とか議員の資質とか、そういうところですかね。

○赤羽委員長 ありがとうございます。だそうでございます。

入江委員。

○入江委員 よく分かりました。ありがとうございます。先ほど金澤委員から出た意見でよろしいと思います、私は。

○赤羽委員長 先ほど金澤委員からあったように、我々も努力するというで回答したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

次に、3項目めについてお願いいたします。

金澤委員。

○金澤委員 議会基本条例の見直しということなんですけれども、これは見直しの規定が基本条例の中にもしっかりとあって、我々は定期的に検証しておりますので、そのことを御報告することと、あと2つ目の「陳情を受付しないことは問題がある」というので、これ多分この方のちょっと誤解をされているところで、事実としては陳情が出されたときは議長が收受をして、それを全議員に配付しているので、陳情を受け付けしないということはありませんということをしかりと回答したほうがいいかと思います。

○赤羽委員長 遠山委員。

○遠山委員 遠山です。そこに加えて全議員に陳情書——陳情が配られて、そこで賛同というか、紹介議員について議会で大いに議論すべきだとなれば、私たち議員の中から、会派から紹介議員になれば議会で請願扱い同様にされるということなので、そのことも具体的にというか、詳細伝えてもらえば納得いくんじゃないかなと思います。これまでもそういう経過ありますということも……

〔「実際に紹介議員扱うと請願になることなんてあるの」と呼ぶ者あり〕

○遠山委員 (続) やったからね。

○赤羽委員長 入江委員。

○入江委員 私も別に陳情を受け付けしていないわけじゃないので、その辺付け加えて御報告すれば。先ほど金澤委員とか遠山委員が言ったように、それでよろしいんじゃないかと思えます。

○赤羽委員長 分かりました。そのほか御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤羽委員長 なしと認めます。それでは、今出た御意見の内容をまとめて、9月定例会の議会運営委員会において改めてお諮りしたいと思いますので、それで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤羽委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

次に、政務活動費についてを議題といたします。5月29日の議会運営委員会において、委員の皆様から、高速道路のETCカードによる支払いについて、クレジットカード・キャッシュレス決済・電子マネーの利用について、手数料の扱いについての3項目について、本日の議会運営委員会で御意見をいただくことになっておりました。1項目ずつ報告していただき検討を行いたいと思えます。まず、各会派から報告をお願いいたします。

創和会、お願いします。

金澤委員。

○金澤委員 金澤です。1つ目のETCカードによる支払いについてでございますが、やはりこのETCカードというのはどうしても個人所有のものになってしまうので、これは認めることはできませんという回答になりました。ただし、高速道路を利用したときにお金を払ったときに出る領収書、これを可能にして、ただしその代わりしっかりと工程表を添付をして、その事実確認ができるようにすればいいのではないかという結論出ました。以上です。

○赤羽委員長 それでは、みらい、お願いします。

○入江委員 ETCのカードにつきましては、心情的には使ったほうが便利だし、金額的にも多少は安くなるのかな。ただ、その証明の仕方ですね、やっぱり個人の通帳を使ったりするのは非常に難度があるんじゃないかと、証明するのに。ですからその辺クリアできればいいんですけど、現状では難しいんじゃないかなと。あと高速の領収書というか窓口でもらう、あれをきちんと領収書として扱っていただきたいということです。

○赤羽委員長 公明党さん。

○落合委員 我々もできれば1円でも安く移動費なんかは抑えられればいいと思うんで、ETCは認めていきたいんですけども、その辺の証明という部分が絡んできちゃうんですけども、工程表というものがあるわけですから、それで先ほど金澤委員からもありましたように、証明できればいいのではないかなと。それが証明できないんだったら工程表要らないんじゃないかと思ってしまうので、そのように検討していきたいというふうに我々は思っております。

○赤羽委員長 共産党、遠山委員。

○遠山委員 これまで通帳自体も利子につかないように——利子もつかないようにということで、これまでの経緯としては、通帳を改めてつかない通帳にしたという経緯もあります。そういう意味では、E T Cはイコールクレジットカードと同じようにポイントがつくというのは、公金、税金を使わせていただいているということから、やはりそれは問題があるだろうということで、金澤さん、入江さん、落合さん、ほかの会派の皆さんと全く同様意見です。これまでどおりということです。——これまでどおりじゃなかった……。

○赤羽委員長 ちょっと、金澤君と入江さんの意見は、現金で払って、そこで、領収書とは書いてないんですが……。

〔「これまでは、それ、認めてなかったから」と呼ぶ者あり〕

○赤羽委員長 ちょっと休憩していいですか。——ちょっと休憩します。

午前10時12分休憩

午前10時25分開議

○赤羽委員長 それでは再開します。

今休憩中に皆さんといろいろざっくばらんなお話をいたしました。その中で、特に高速道路の通行料につきましては、基本条例では領収書原本を添付するということになっておりますが、高速道路利用については、高速道路の利用で現金で支払ったときに出る利用証明書、これを代えることができるという規定に変えたいと思いますが、皆さん御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤羽委員長 そのように変更させていただきたいと思います。そしてまた、これからますますE T Cの利用が必要になってくることも考えられますので、今後どうやったらE T Cが使えるか、その方策を調査研究していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

続いて、2項目めのクレジットカード・キャッシュレス決済・電子マネーの利用について報告をお願いいたします。

金澤委員。

○金澤委員 創和会の中で議論をしましたが、基本的にこういうキャッシュレス決済とか電子マネーが大変多くなってきているという事実は、皆さんよく理解はしているんですけども、あくまでもやはり領収書が添付できるものに限って認めるという方向でいいんじゃないかという結論に達しました。以上です。

○赤羽委員長 次に、みらい・維新・国民の会、入江委員。

○入江委員 今の時代の背景から考えると、やっぱりキャッシュレス決済というのはもう当たり前になってきてるんですが、問題はポイント——ポイントがつくんで、そのポイントをどうするか、そこの部分がクリアできれば、ぜひそうして——したい方向でお願いいたしますということです。

○赤羽委員長 次に、公明党、落合副委員長。

○落合委員 我々も時代背景鑑みて、カードはむしろ認めていきたいんですけども、そのポイントの部分がクリアできればというふうに思っております。

○赤羽委員長 次に、遠山委員。——共産党、遠山委員。

○遠山委員 うちも皆さんと同じです。やっぱりポイントつくのは問題だろうということ
で。以上です。

○赤羽委員長 以上で報告が終わりました。

質疑はございませんか。——皆さん——みんな同じ御意見でしたよね。——どうしまし
よう。

〔「各個人のものになっちゃうから」と呼ぶ者あり〕

〔「つまり、だめってことかな」と呼ぶ者あり〕

○赤羽委員長 ちょっと休憩して。

午前10時28分休憩

午前10時33分開議

○赤羽委員長 再開します。

いろいろ検討した結果、どうしてもクレジットカードを使うとポイントがついてしまう
というのが一番のネックでして、その辺が解決されない限り現状維持ということで意見が
——各会派の意見が同じでした。ですから、これは現行のまま——現行のまま実施してい
くということに賛成の委員は、挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○赤羽委員長 全員賛成です。じゃあそのようにしていきたいと思います。

次に、3項目め、手数料の扱いについて報告をお願いします。

創和会、金澤委員。

○金澤委員 ここにもあるように、手数料といっても本当にいろいろな多種多様の手数料
があると思うんですけども、取りあえず創和会の中では、振込手数料は認めてもよいん
じゃないかという議論に——結論に至りました。以上です。

○赤羽委員長 次に、みらい・維新・国民の会、入江委員。

○入江委員 うちの会派のほうも、銀行振り込みの手数料、旅費等の、それはちゃんと証
明が出てるんで、振り込みした人も受取先も。ですから、その銀行振り込みの手数料は認
めていいんじゃないかということです。

○赤羽委員長 次に、公明党、落合副委員長。

○落合委員 公明党も、ここに記載してあるような、社会通念上、合理的な判断で認めら
れてるものはよいと思います。

○赤羽委員長 日本共産党、遠山委員。

○遠山委員 私ね、出納係やってるんですけど、これまでは手数料等は認められないので、
例えば雑誌——本を買う場合も、送料も含めて抜いてくださいということをやってきた
んで、もうこれまでどおり、私はやったほうがスムーズなので、実際やってる者としては
これまでどおりをお願いします。

○赤羽委員長 以上で報告が終わりました。そうすると意見をまとめますと、共産党さん
以外は、手数料は政務活動費からの支出を認めるという御意見でございました。

金澤委員。

○金澤委員 共産党さん、遠山さんの意見は、送料は認めない……

〔「手数料も」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員 (続) あっ手数料も——振込手数料も送料も両方認めないでという意見……。

〔「これまでどおり」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員 分かりました。

〔「手数料と送料はまた違いますよ」と呼ぶ者あり〕

○赤羽委員長 どうぞ、事務局。

○小笠原議会事務局長補佐 すみません、送料についてなんですけど、これちょっと手数料と別で、昨年の令和5年の10月の議会運営委員会のほうで議論のほうされておりました、送料——書籍の購入時とかの送料につきましては政務活動費から認めると、恐らくなったかなと思われます。

〔笑う者あり〕

○赤羽委員長 遠山委員。

○遠山委員 結論として、多数決で決まればそれでいいとは思っていたんですけど、ただ、その際、これまでどおりにやっちゃった——やってもいいの。ほかの会派と……

〔「この先、使うか使わないかだけですよ」と呼ぶ者あり〕

○遠山委員 (続) 使うか使わないか、そこはもう自由でいいですか。

○赤羽委員長 使えるものを使わないのは自由です、これは。

○遠山委員 いいのね、じゃあそれまでに確認をします。

○赤羽委員長 ですよ。使えるものを使わないのは、別に構わないですね。

〔「使わないということは、そういうふうには言ってないです」と呼ぶ者あり〕

○赤羽委員長 入江委員。

○入江委員 あと手数料といってもいろんな手数料があると思うんで、そこを絞り込みなくていいのかということですね。

○赤羽委員長 じゃあ次長、お願いします。

○澤部議会事務局次長 事務局、澤部です。少し御説明のほうをさせていただきます。昨年度も議会運営委員会のほうで手数料について御協議いただいたときに、まさに入江委員おっしゃったような、手数料の様々な種類があるというところで、次回の——次任期の議会運営委員会においてということで持ち越しになった経緯がございます。で、先ほど各会派、各委員の皆様方から御報告いただいたのでは、振込手数料についてがおおむねを占めていたかと思えますけれども、あと事務局のほうで検討するに当たって比較的課題としてあるかなというふうに思ったのは、旅行の手数料——旅行取扱手数料、宿泊手数料、この辺りについてが手数料、政務活動費の使用において出てくる可能性が比較的高いものかなというようなところは、事務局のほうでは検討の中で出ておりました。以上、補足をさせていただきます。

○赤羽委員長 以上なんですけど……。

休憩します。

午前10時39分休憩

午前 10 時 分開議

○赤羽委員長 それでは再開します。

今いろいろ協議した結果、銀行の振込手数料については認めるという結論に達しました。それから、視察研修費に係る発券手数料とか手配の手数料につきましては、これから認める方向で検討していくということで、その精査につきましては事務局にお願いするということが結論が出たんですが、それでよろしいでしょうか。賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○赤羽委員長 全員賛成です。そのようにさせていただきます。

次に、本日、政務活動費からの支出を認めることと決定した項目について、いつからの分の支出を認めるか決定したいと思います。私としましては、今年度の政務活動費がこれまでの基準に基づいて既に各会派に執行され、領収書もその基準で対応されていることを踏まえると、全ての項目について、来年度7月——令和7年4月1日を基準日として交付される政務活動費から適用することが望ましいと考えているんですが、御意見ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤羽委員長 異議なしと——よろしいですか、異議ありませんか。

〔「実際に行ってきたんだから、負担を被ってもいいの」と呼ぶ者あり〕

○赤羽委員長 もし異議なしの声があれば、採決するしかないですけども。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔「領収書ってどうなってるんですか」と呼ぶ者あり〕

〔「遠山さん、あれですよ、開会中だから、しゃべるならしゃべるでちゃんと立って」と呼ぶ者あり〕

○赤羽委員長 じゃあ、発言どうぞ。

○遠山委員 当事者の皆様、そのように？覚えて？おいてね。

○赤羽委員長 じゃあそのように——何か御意見ありますか、いいですか。では、そのように決定させていただきますのでよろしくお願いいたします。

〔「1点、よろしいでしょうか」と呼ぶ者あり〕

○赤羽委員長 次長。

○澤部議会事務局次長 事務局、澤部です。では、今ご協議いただきまして、来年度の令和7年4月1日基準日ということで御協議が整ったかと考えておりますが、これに伴いまして、先ほどのETCカードではなくて、高速道路の現金払いのときの領収書の出方につきましては、もう一度事務局のほうで確認をさせていただきます。その上で現行の政務活動費の条例——領収書原本ということが条例上に盛り込まれておりますので、この改正が必要ということになった場合につきましては、令和7年4月1日の基準変更に合わせて、どちらかのタイミングでこの政務活動費の条例について、また議会運営委員会のほうで御協議を賜ればと考えております。以上です。

○赤羽委員長 ではそのように決定させていただきますので、よろしくお願いいたします。それでは、この件については以上で終了させていただきます。

次に、令和7年度予算についてでございます。5月29日の議会運営委員会で事務局より説明したとおり、アイパッドの契約が令和7年7月末までとなり、令和7年8月以降の扱いについて、各会派から御意見を伺い検討することとなっております。各会派からの報告をお願いいたします。

まず創和会、金澤委員。

○金澤委員 機械ですので、いずれは更新しなければいけないということで、この時期に更新するということで創和会としてはよいんじゃないかという議論になりまして、今、アイパッドの端末比較ということでお示しをさせ——前回お示しされましたけれども、創和会の中では、このアイパッドA i r (M2) でよいのではないかという結論に達しました。ただし、この歳出削減の観点から、11インチ、少し画面の小さいものにとすると、これが大分安くなるということで、それも検討の余地に入れてもいいんじゃないかというような結論に達しました。以上です。

○赤羽委員長 次に、みらい・維新・国民の会、入江委員。

○入江委員 私たちの会派のほうでは、現状使っているものは、やはりもう充電するの——電池ももたなくなってきたらきちゃっておりますし、交換する方向でということで。ただ上を見たら、いいものには切りがないんですが、真ん中のアイパッドA i r (M2) というやつでいいんじゃないかなということで決まりました。

○赤羽委員長 次に、公明党、落合副委員長。

○落合委員 公明党もアイパッドA i r (M2) で。ただこれ以上画面がちょっと小さくなってしまうと、今の機能、画面分割ですとか、ちょっと見づらくなってしまいますので、できればこの機種で維持できたらなと——M2にしてもらいたい——と思います。

○赤羽委員長 最後に日本共産党、遠山委員。

○遠山委員 うちはね、世代継承しつつあるというところでは世代継承しつつありまして、私どもの日本共産党会派では、そういう意味では、もうこういったものはね、よりよいものがあるということで、アイパッド何だっけ、P r o (M4) ——M4、これはいい。それでちょっと一点確認をしてくださと言われてしたのは、今私たちが使ってるこのアイパッド、これってまだまだ物はこれはいい物ですよと言うんですよ、私なんか分かんないんだけど。これって下取り——万が一……

〔「違う、この後どうするかって確認をするんだよ」と呼ぶ者あり〕

○遠山委員 (続) ごめんごめん。——それを確認してみてください。それで、少しはいい値段でこれは売れるはずだよという話が出たんですよ。ぜひそういったことも。

〔「事務局から説明してもらおう」と呼ぶ者あり〕

○遠山委員 確認をした上でと言われました。

○赤羽委員長 取りあえず、そういう意見ですね。

○遠山委員 だからいいものがある——使ってるもので、よろしくお願ひします。

○赤羽委員長 今、遠山委員からお話がありました、まず今使ってるアイパッドの行き先、これについて事務局から説明をお願いいたします。

澤部次長。

○澤部議会事務局次長 事務局、澤部です。御説明させていただきます。現状、確たる決め——決まっているというものではないんですけれども、まず、今現在皆様にお使いいただいているアイパッドにつきましては、もう既に費用の支払いが終わっておりますので、所有権としては取手市のほうに移っている状況です。今後の取扱いについて、新しいアイパッドなり新しい端末が導入されたとき、今現在のものをどうするかという点につきましては、今後も御協議をいただきたいというところではありますけれども、一つ考えられるものとしましては、新しい端末を得たことによって今の端末が不用になった方につきましては、事務局のほうでお預かりをして、例えばそれを傍聴の方とかにお使いできないだろうかとか、あるいはそれを予備端末として持っておいて、引き続きお使いになる方の端末に不具合が生じたときの予備端末、代替端末として利活用していくというのが一つ考え方としてはあるかなと思っております。あとは、先ほど遠山委員おっしゃられたような形で、官公庁オークションなどを基にして、こちらから売却というのも一つ考え方としてはあるのかもしれませんが、今現在そこまで細かいところまで検討はしてございません。以上です。

○赤羽委員長 以上ですが、何か質疑ございますか。——そうしますと、共産党さんはアイパッドP r o、ほかの会派はアイパッドA i rの（M2）で、創和会のほうからは少し小さ目なやつも検討したらどうかというお話がありました。で、意見まとめるの、これ。

〔「今日まとめる」と呼ぶ者あり〕

〔「一回りちいちゃいやつあるの」と呼ぶ者あり〕

○赤羽委員長 石井委員。

○石井委員 先ほど創和会の金澤委員から、もう一回り小さいタブレットがあるということで、どんなタブレットがあるのかちょっと気になったので、教えていただければと思います。

○赤羽委員長 事務局、次長どうぞ。

○澤部議会事務局次長 事務局、澤部です。アイパッドに限定してということで御説明をさせていただきますと、今現在、皆様にお示ししている資料のものは、いずれも13インチのものをお示しをしております。その下ということになりますと、アイパッドA i rで11インチ、あとはアイパッド——普通のアイパッドで10.9インチということで、こちらはワンサイズ小さいものが確かにございます。以上です。

〔「今ので十分だわ」と呼ぶ者あり〕

○赤羽委員長 金澤委員。

○金澤委員 実はこれを導入するときにも、たしか全議員で実際に触れて、どれにしようかという形で決めたと思うので、それも、今、大きい小さいという議論あると思うんですけど、実際に実物に全議員で、議運だけじゃなくて全員で触って決めるというのも一つかなと。それとあとさっき、どっちの機種にするかと二つ分かれたと思うんですけど、令和7年度の予算ということで、これ導入するときには我々ちゃんと歳出を削減した上でこれを導入しました。仮にその高いほうにしたときに、さらなる歳出削減が求められるのかどうかというのもちょっと確認したいなと思うんですけど。このままの状態だと、もう既に削

減したもので、新たに購入——更新なので、新たな歳出削減は必要ないと思うんですけど、高いものにした場合って、何か迫られますか。

○赤羽委員長 それではちょっと休憩します。

午前10時58分休憩

午前11時04分開議

○赤羽委員長 再開します。

いろいろ検討しました結果、アイパッドAir (M2)、13インチ、これで予算要求をしていただくということで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤羽委員長 異議なしと認め、そのようにさせていただきます。それから、各会派でまた小さいやつというほうがよろしいということであれば、またそれはその時で検討させていただきますので。

次に、議員報酬についてです。ここで、岩澤議長より発言を求められておりますので、これを許可します。

岩澤議長。

○岩澤議長 こちらの4番の議員報酬についてなんですが、皆さん御承知だと思うんですが、つくば市議会のほうで議員報酬の見直しがありました。それを基にしてるわけではないんですが、改めてこの取手市議会のこの報酬について、私のほうで事務局のほう——事務局に、取手市議会、どれぐらいまで遡ると見直しをしてないんだということを聞きましたらば、30年近く見直しをしてないと。やはりつくば市も同様の年数の見直しがない中で、改めて見直そうというところから始まったと伺いました。結果として、つくば市は3割アップという状況になったんですが、私、今議長会とかでつくば市議会の議長さんとお話しする機会があって、その中身を聞きますと、上げる前提ではなくて、やはり今のこういう御時世の中で一度報酬等審議会を開催をして、そこで今の報酬が適正かどうかというところを3年かけて行ってきたという経緯をお伺いしました。それで事務局のほうに——取手市議会事務局のほうに、つくば市のその経過をちょっと詳細を調べていただきまして、その資料を基に会派代表者会議、まず6月4日にその資料を基に会派の——会派長の皆さんに、報酬等審議会の開催に向けてということで、私のほうから皆さんに投げかけさせていただきました。そして6月10日のまた2回目の会派代表者会議の中で、各会派の中で報酬等審議会を今後開催するかどうか、また、これを会派代表者会議ではなく議会運営委員会のほうで今後諮って行っていただきたいという御意見をいただきまして、10日の日に各会派の皆さんから回答をいただいたんですが、まだそこもちょっと一致してない部分があるんですが、その経過も踏まえて、今後、報酬等審議会——特別職報酬等審議会の開催、立ち上げについて、こちらの議会運営委員会のほうで進めて行っていただきたいと思っておりますので、ちょっと経過とか詳細については事務局のほうで回答ができると思っておりますので、委員長のほうに私のほうから、これ諮問というんですか、諮問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○赤羽委員長 発言が終わりました。

ただいま議員報酬の見直しについて、これまでの会派代表者会議で出た意見を踏まえた上で、議会運営委員会で協議いただきたいとの内容の諮問でした。地方自治法第109条第3項第3号に、議会運営委員会は議長からの諮問について調査するとあります。早速でございますが、ただいまの議長からの諮問について、委員の皆様から御意見をいただき協議したいと思います。御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤羽委員長 なしと認めます。それでは取手市特別職報酬等審議会の開催——ちょっと待ってください。

次長。

○澤部議会事務局次長 事務局、澤部でございます。先ほど岩澤議長からの諮問の中で、少し事務局のほうで説明がというお話もありましたので、会派代表者会議の内容と一部重複はいたしますが、簡単に御説明をさせていただきます。つくば市議会のほうで議員報酬の見直しが行われたという報道もありまして、岩澤議長のほうからお話をいただきまして、私どものほうで実際につくば市議会局のほうにもお伺いをして、どのような経緯でこの報酬の見直しということになったのかというお話を伺ってまいりました。その際、実際にはつくば市の特別職報酬等審議会の資料がつくば市のホームページでかなりの部分公開されているとか、そういったようなお話も伺ってきて、私どものほうでも内容を参考にしたところでございます。先ほど議長のほうからもございましたけれども、つくば市議会の報酬の見直しの出発点としては、その報酬を上げるとか下げるといったようなところではなくて、つくば市さんもかなり令和——平成6年度、失礼いたしました、訂正いたします。平成6年度に改定が行われてから現在に至るまで報酬額の改定が行われてこなかったというところに課題意識があって、そこで、つくば市議会のほうからつくば市長のほうに報酬等審議会を定期的開催いただき、議員報酬あと当時、政務活動費についても適切であるかの検証を行っていただきたいという依頼のほうで、つくば市の当時の議会議長からつくば市長のほうになされ、その結果を基につくば市特別職報酬等審議会が開かれたという経緯があったそうです。令和2年度の後半——令和3年の1月に、つくば市議会議会運営委員会のほうで決定があり、その後、令和3年度に一度まず特別職報酬等審議会、3回にわたって開催をされました。その結果としての答申は、その時は議員報酬及び政務活動費の額は据置きとするという答申が一度なされております。ただ、このときにはコロナの影響で令和4年度につくば市の税収見込みが減少していることや、市民が仕事を失うなどしているため据え置くべきとの意見があった、ということで記載がありました。また、附帯意見として、特別職報酬等審議会を定期的開催すること、これは当初の議長から市長への依頼の中にもあったものです。また、社会情勢の変化等を踏まえ、次回審議会を2年以内開催し、市議会議員報酬の額、政務活動費の額について検証することといったような附帯意見がつくば市特別職報酬等審議会の中ではありました。それを踏まえまして、令和5年度、先ほどの内容が令和3年度でしたので、そこから2年がたつ令和5年度に改めて特別職報酬等審議会が開催をされました。こちら3回開催されておまして、様々な資料を基に特別職報酬等審議会の中で検討が行われた結果、令和5年12月に特別職報酬等審議

会のほうの答申がなされ、令和6年3月のつくば市議会において条例の改正がなされて、4月1日から報酬の改定が行われているということの事実を確認してまいりました。簡単ではございますが、以上報告をさせていただきます。

○赤羽委員長 事務局から説明がありました。

会派代表者会議でも意見が出て、報酬等審議会に諮問をしていただきたいというような意見が多かったように伺っております。取手市特別職報酬等審議会等の開催を依頼し、議員報酬について現在のものが適切であるかを検証していただきたいと思うんですが、これについて、皆さんの御意見をお伺いいたします。

金澤委員。

○金澤委員 議長からもありましたとおり、取手市も30年にわたりこの報酬の——まあ何と言うんでしょうかね、適正なのかどうかという検証はされてきませんでした。私もこの時期について、報酬の額が適正なのかどうかというところを、審議会に一度諮問していただいたほうがよいと思います。

○赤羽委員長 遠山委員。

○遠山委員 審議会にかけて検討していただくということは、議員自らというよりは、私は公平な立場で考えていただけるのかなというふうに思って、それは依頼してもやぶさかではないと思ってます。ただし、いずれにしても結論が出た場合、上げる、下がる場合が出たときに、改めて議会としてそのまま受け入れるというよりは、やっぱり市民あつての議会だと思っていますんで、公聴会とか、ちょっとこう意見を聴く機会を設けた上で、その意見を参考にした上で議会として決を採るとするか、ちょっとその段取りとか、手順は踏んでいただければなと思うんですが、いかがでしょうか、皆さん。

○赤羽委員長 岩澤議長。

○岩澤議長 つくば市の——先ほど澤部次長から詳細を御説明いただきましたが、つくば市では、審議会のほうで出たものを市長から定例会のほうに提出——議員報酬の条例の一部を改正する条例というのを、市長から議案として提出されて、それを議会のほうで採決してますので、決してその出たものが全てそのまま決定ということではないと思いますね、このつくば市の事例を見ると。

○赤羽委員長 入江委員。

○入江委員 これは報酬審議会というのは市長に——市長から審議会に諮問してやるんで、執行部提出議案になるんですよね、決まったときは。だから、岩澤議長言ったとおり、——議会で上げるわけじゃないんで、市長から出てくる提出議案になるんで、そこで審議をすればいいことだと思いますし、私も先ほど金澤委員が言ったように、30年間報酬については何も審議され——以前1回やりましたけど、いろんな問題があつて途中で審議未了になってしまいましたが、やっぱり30年間の間に物価も相当上がってるし、その頃は消費税という制度もなかったし——なかったですね。それから消費税が3%、5%、8%、10%となつてかなりの支出も多くなつてるので、一回——一度ここで報酬等審議委員会のほうにかけていただいて、その判断をしていただきたいと思います。

○赤羽委員長 落合副委員長。

○**落合委員** 公明党も本当に長期間——先ほど来ありますように、見直しがされてこなかった。社会情勢も変化している中で、ここで一度、報酬等審議会に諮っていただきたいと思っております。

○**赤羽委員長** 遠山委員。

○**遠山委員** 確かに、これから私たちも本当に世代継承していかなくちゃならないというときに、次の人を生み出していくという立場にある私からすれば、皆さんの御意見というのは納得しています。また、議員年金制度も途中でなくなりましたし、やっぱりそこも——その辺も含めて変わってきているというのは確か。ただそれ以上にやっぱりこの物価高、昨日も手紙だとかはがきの切手か、あれは——何かまた料金値上げというので、えーっなんて、また家族もびっくりしてるようなこともあったりということ。そういう中で、それらも含めて審議会の皆さん公平に考えていただくんだらうというふうに、そこは私たちも尊重してはいますけれども、アンケートを取るなり何かして、市民の声も聴きながら対応していかなくちゃいけないなと私たちは思っているんですが、ここでの審議会にかけてはどうかということでは、反対はしません。

○**赤羽委員長** そのほか御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**赤羽委員長** なしと認めます。

それでは、取手市特別職報酬等審議会の開催を依頼することに賛成の議員は、挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○**赤羽委員長** 全員賛成です。したがって、議長へその旨報告いたします。

続いて次第の5、その他です。先ほど、議案第55号、令和6年度取手市一般会計補正予算（第4号）が市長から追加送付されました。この件について事務局の説明を求めます。

小笠原補佐。

○**小笠原議会事務局長補佐** 議会事務局の小笠原です。議案第55号、令和6年度取手市一般会計補正予算（第4号）が市長より送付されました。朝方、メールのほうさせていただいた件となります。補正の内容につきましては、初日に議決をいただきました令和6年度取手市一般会計補正予算（第2号）の低——低所得者支援及び定額減税を補足する給付事業についての経費の増額となります。定額減税し切れないと見込まれる方への調整給付について、国が運用する算定ツールを用いて令和6年度住民税課税情報を基に給付額の算定を行ったところ、予算額に不足が生じたため、その額を増額するものでございます。なお、今回の補正予算についても速やかに支給を行う必要があるため、執行部より最終日に議決をいただきたいとの依頼がございました。したがって、6月17日の今定例会の最終日に、提案理由の説明後、質疑、それから付託の省略のほうをお諮りいただきまして、討論・採決までいただくことを本日ご協議のほうお願いしたいものでございます。御協議のほう——ほどよろしく願いいたします。

○**赤羽委員長** 説明が終わりました。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤羽委員長 質疑なしと認めます。

事務局の説明のとおり決定することに賛成の委員は、挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○赤羽委員長 全員賛成です。したがって、そのとおり決定いたします。

そのほか、委員の皆さんから何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤羽委員長 なしと認めます。それでは、お疲れさまでした。

これで議会運営委員会を閉会いたします。

午前 11 時 21 分散会

取手市議会委員会条例第 31 条第 1 項の規定により署名又は押印する。

議会運営委員会委員長 _____